



ひとくらしみらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku>

Press Release

報道関係者 各位

令和4年6月3日(金)

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課

課長 菅原 武

課長補佐 熊谷 昭彦

産業安全専門官 増川 賢一

(電話番号) 022-299-8839

令和3年の労働災害発生状況について

～死亡者数は15人で前年と同数、休業4日以上の死傷者数は3,038人で大幅増加～

宮城労働局(局長 小林 健)では、このたび、宮城県内における令和3年の労働災害発生状況をとりとめましたので公表します。

県内事業場における令和3年1月から12月までの労働災害による死亡者数(以下「死亡者数」という)は15人で、過去最少となった前年と同数になりました。

また、休業4日以上の死傷者数¹(以下「死傷者数」という)は3,038人で、前年に比べて大幅に増加しました。

なお、新型コロナウイルス感染症へのり患による死亡者数は1人、死傷者数は347人となりました。

- 1 令和3年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、各労働基準監督署に提出のあった労働者死傷病報告(様式第23号)のうち、休業4日以上のもので、かつ、令和4年4月7日までに提出されたものを対象としています。

宮城労働局「第13次労働災害防止推進計画」²(以下「13次防」という)では、令和4年までに、平成29年比で死亡者数を15%以上、死傷者数を5%以上減少させることを目標としています。

本年度は13次防最終年度であり、目標に向けて、特に、昨年度、対象を全業種に拡大した「Safework 向上宣言」³の登録促進を図るなど、関係団体と連携して労働災害防止に取り組みます。

- 2 宮城労働局「第13次労働災害防止推進計画」
計画期間：平成30年度～令和4年度
重点業種：製造業、建設業、陸上貨物運送事業、小売業及び社会福祉施設
目標：平成29年比で 死傷者数5%以上減少(2,265人以下)
死亡者数15%以上減少(14人以下)
令和3年までの進捗状況はグラフ1のとおり。

- 3 「Safework 向上宣言」
宮城労働局が県内の労働災害防止団体等と取組む独自施策。
事業主等が、健康で安全に働くことができる職場環境づくりなどに向けた意思を企業内外に表明し、希望する場合は宮城労働局ホームページに掲載している。令和2年6月に建設業を対象に開始し、昨年7月に全業種に拡大した。現在、宮城労働局ホームページに131件、建設業労働災害防止協会宮城県支部ホームページに160件の事業場を掲載している。



【令和3年労働災害発生状況の概要】

1 死亡者数（表）

死亡者数は15人（前年比±0人、平成29年比2人・11.8%減）で、過去最少の前年と同数になった。

このうち、新型コロナウイルス感染症のり患による死亡者数は1人であった。

13次防の重点業種別では、「建設業」が5人（前年比2人・66.7%増、平成29年比±0人）で最も多く、次いで、「陸上貨物運送事業」が4人（同2人・100.0%増、同2人・100.0%増）、「小売業」が3人（同3人、同±0人）、「社会福祉施設」が1人（同1人増、同1人増）の順となった。

2 死傷者数（表）

(1) 概要

死傷者数は3,038人（前年比631人・26.2%増、平成29年比653人・27.4%増）で、前年に比べて大幅に増加した。

(2) 業種別死傷者数

13次防の重点業種別では、「製造業」が543人（前年比79人・17.0%増、平成29年比70人・14.8%増）、「建設業」が342人（同59人・20.8%増、同8人・2.3%減）、「陸上貨物運送事業」が415人（同98人・30.9%増、同91人・28.1%増）、「小売業」が351人（同52人・17.4%増、同65人・22.7%増）、「社会福祉施設」が359人（同127人・54.7%増、同188人・109.9%増）となった。

(3) 事故の型別死傷者数（グラフ2、5、6）

「転倒」が801人（全体の26.4%）で最も多くなった。

特に、「転倒」（前年比169人・26.7%増）や「その他」（同331人・624.5%増）が大幅に増加した。

なお、「その他」に含まれる新型コロナウイルス感染症のり患によるものは347人（全体の11.4%、前年比310人・837.8%増）となった。

(4) 月別死傷者数（グラフ3）

「1月」が364人（全体の12.0%）で最も多くなった。

特に、「1月」（前年比167人・84.8%増）、「2月」（同60人・31.1%増）、「3月」（同91人・45.5%増）、「4月」（同74人・38.3%増）、「9月」（同64人・34.4%増）及び「11月」（同56人・34.4%増）が大幅に増加した。

(5) 年代別死傷者数（グラフ4）

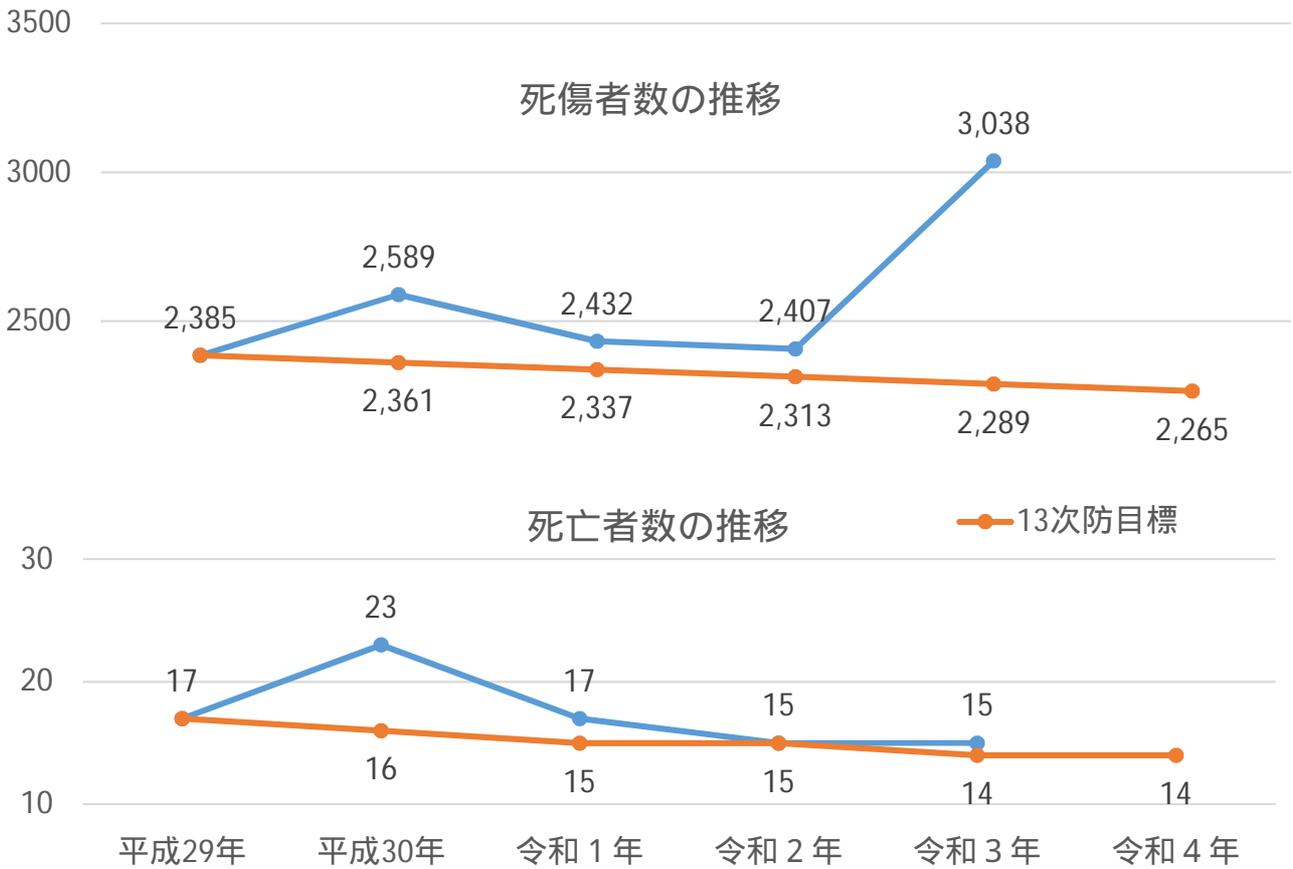
「50歳代」が706人（全体の23.2%）で最も多くなった。

特に、「60歳代」（前年比188人・40.3%増）及び「20歳代」（同128人・46.0%増）が大幅に増加した。

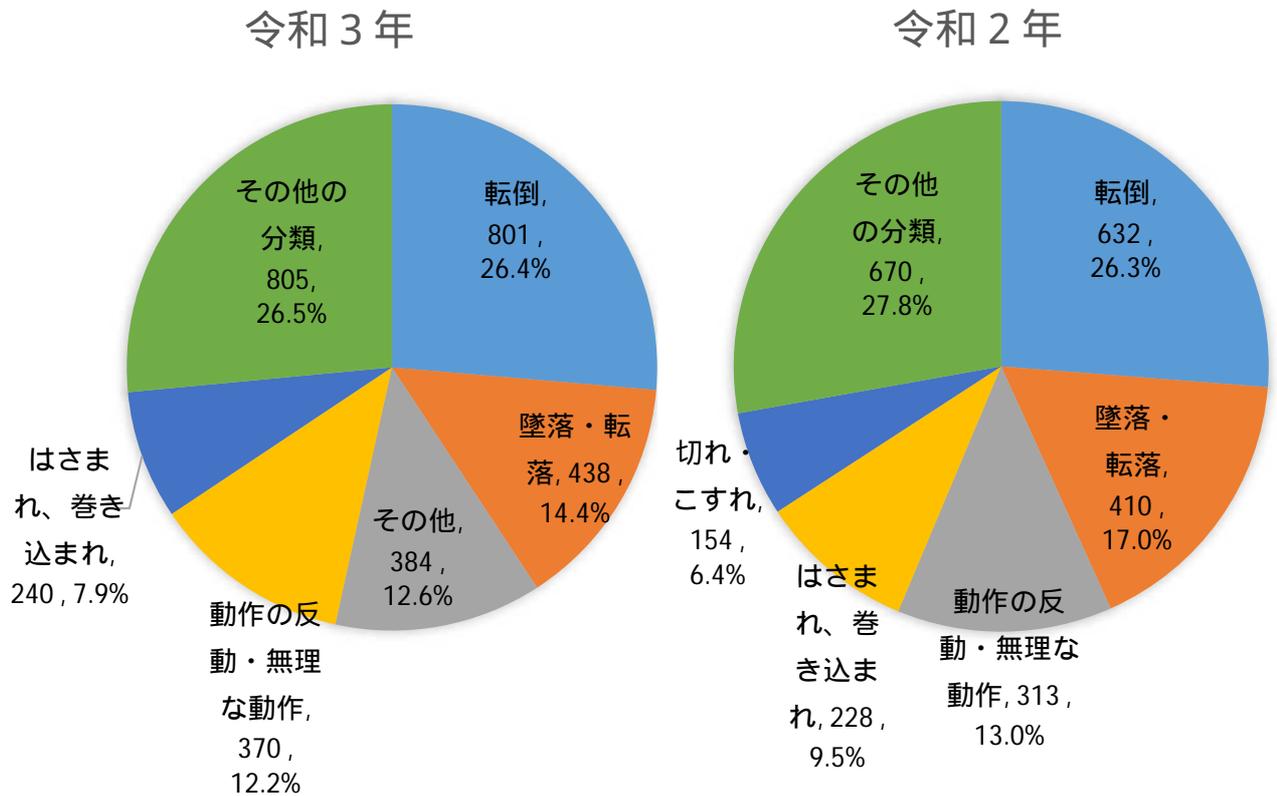
【添付資料】

- 1 グラフ1～6
- 2 表「死傷者数の令和3年と令和2年及び平成29年との比較」
- 3 参考「令和3年宮城県内における死亡災害発生の概要」
- 4 リーフレット「Safework 向上宣言」
- 5 リーフレット「取組の5つのポイント」

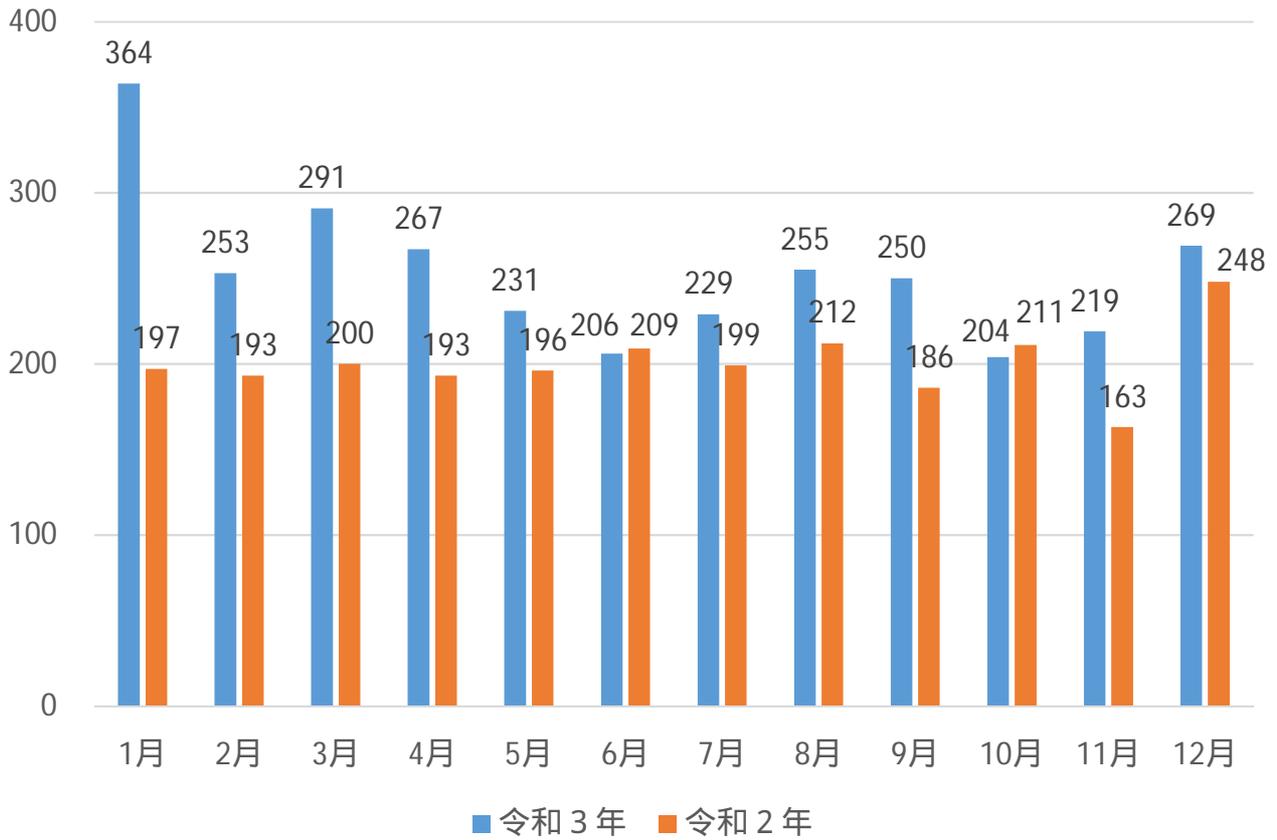
グラフ1 (13次防の進捗状況)



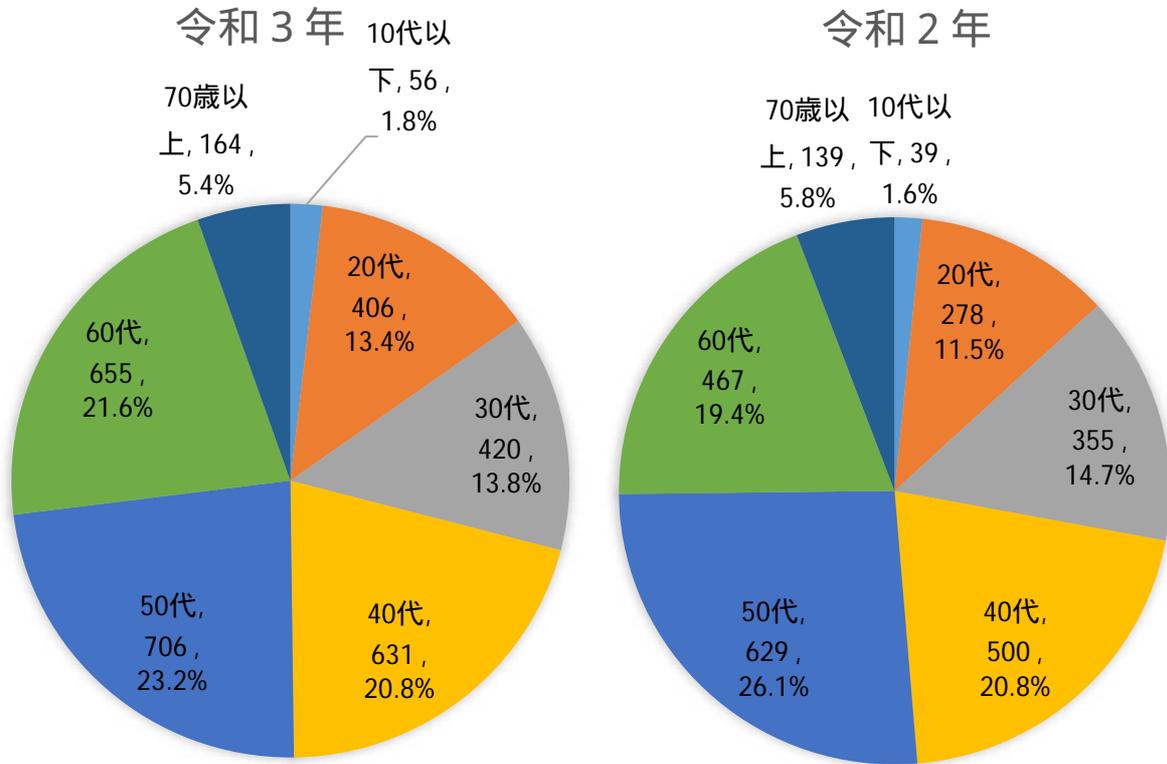
グラフ2 (事故の型別死傷者数の割合)



グラフ 3 (死傷者数の月別推移)



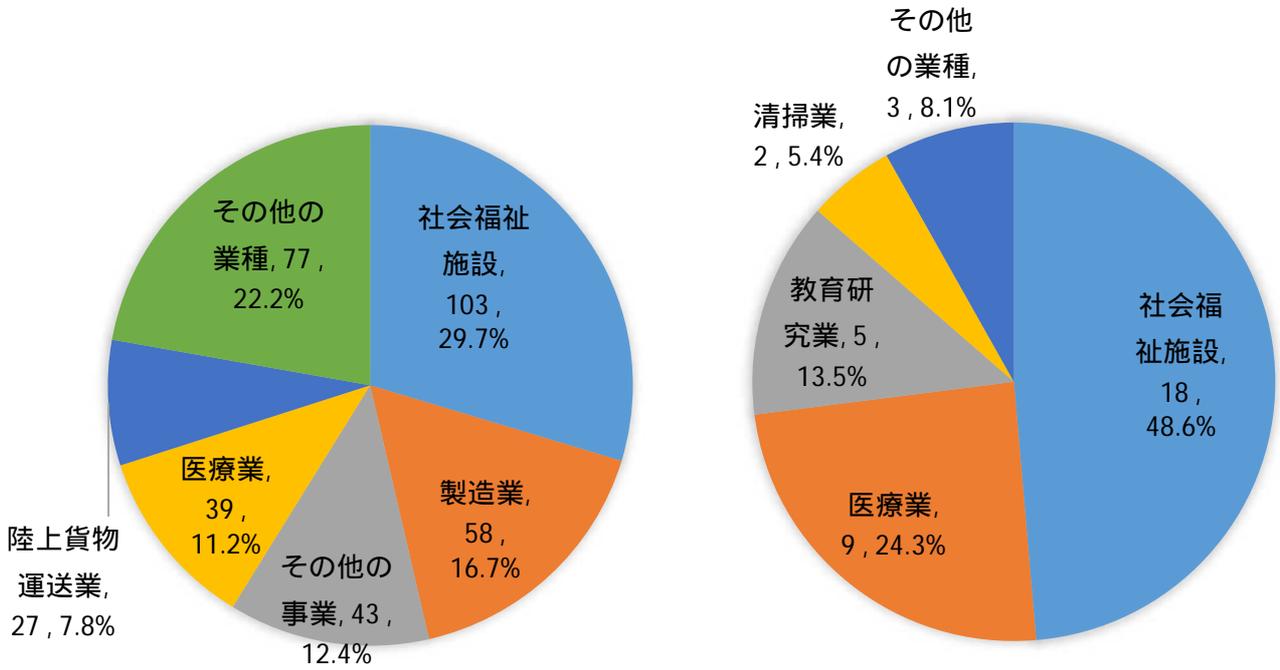
グラフ 4 (年代別死傷者数の割合)



グラフ5（新型コロナウイルス感染症のり患による死傷者数の業種別割合）

令和3年（347人）

令和2年（37人）



グラフ6（新型コロナウイルス感染症のり患による死傷者数の月別推移）

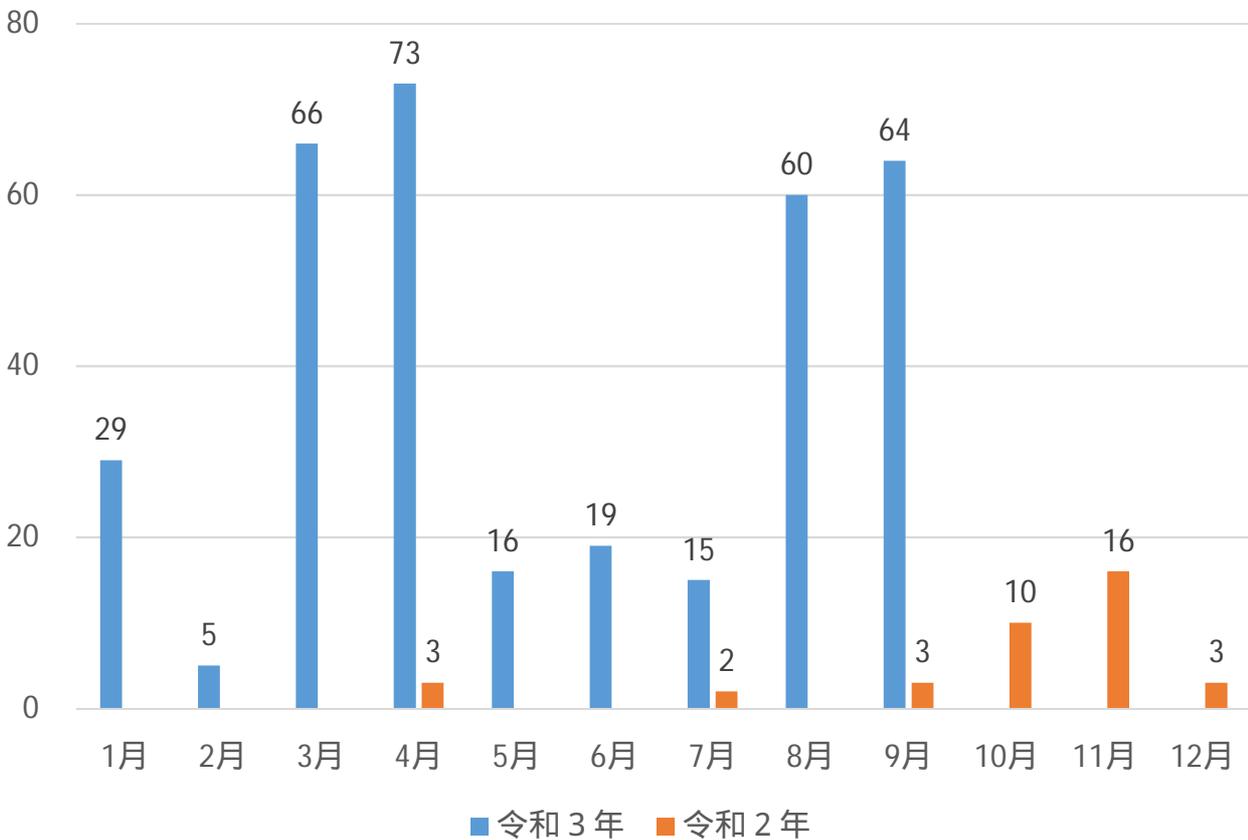


表 死傷者数の令和3年と令和2年及び平成29年との比較（下段は新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除いた人数）

| | 令和3年 | 令和2年 | 令和3年と令和2年の比較 | | 平成29年 | 令和3年と平成29年の比較 | |
|----------|--------------|--------------|----------------|----------------------|--------------|----------------|----------------------|
| | | | 増減数 | 増減率 | | 増減数 | 増減率 |
| 全産業 | 3,038人 (15人) | 2,407人 (15人) | + 631 (±0人) | + 26.2% (±0.0%) | 2,385人 (17人) | + 653 (- 2人) | + 27.4% (-11.8%) |
| | 2,691人 (14人) | 2,370人 (15人) | + 321 (- 1人) | + 13.5% (-6.7%) | 2,385人 (17人) | + 306 (- 3人) | + 12.8% (-17.6%) |
| 製造業 | 543人 (1人) | 464人 (5人) | + 79 (- 4人) | + 17.0% (-80.0%) | 473人 (1人) | + 70 (±0人) | + 14.8% (±0.0%) |
| | 485人 (1人) | 464人 (5人) | + 21 (- 4人) | + 4.5% (-80.0%) | 473人 (1人) | + 12 (±0人) | + 2.5% (±0.0%) |
| 建設業 | 342人 (5人) | 283人 (3人) | + 59 (+ 2人) | + 20.8% (+ 66.7%) | 350人 (5人) | - 8 (±0人) | -2.3% (±0.0%) |
| | 318人 (5人) | 283人 (3人) | + 35 (+ 2人) | + 12.4% (+ 66.7%) | 350人 (5人) | - 32 (±0人) | -9.1% (±0.0%) |
| 陸上貨物運送事業 | 415人 (4人) | 317人 (2人) | + 98 (+ 2人) | + 30.9% (+ 100.0%) | 324人 (2人) | + 91 (+ 2人) | + 28.1% (+ 100.0%) |
| | 388人 (4人) | 317人 (2人) | + 71 (+ 2人) | + 22.4% (+ 100.0%) | 324人 (2人) | + 64 (+ 2人) | + 19.8% (+ 100.0%) |
| 第三次産業 | 1,583人 (4人) | 1,229人 (2人) | + 354 (+ 2人) | + 28.8% (+ 100.0%) | 1,100人 (8人) | + 483 (- 4人) | + 43.9% (-50.0%) |
| | 1,347人 (3人) | 1,193人 (2人) | + 154 (+ 1人) | + 12.9% (+ 50.0%) | 1,100人 (8人) | + 247 (- 5人) | + 22.5% (-62.5%) |
| 商業 | 504人 (3人) | 413人 (1人) | + 91 (+ 2人) | + 22.0% (+ 200.0%) | 376人 (5人) | + 128 (- 2人) | + 34.0% (-40.0%) |
| | 490人 (3人) | 412人 (1人) | + 78 (+ 2人) | + 18.9% (+ 200.0%) | 376人 (5人) | + 114 (- 2人) | + 30.3% (-40.0%) |
| 小売業 | 351人 (3人) | 299人 (0人) | + 52 (+ 3人) | + 17.4% () | 286人 (3人) | + 65 (±0人) | + 22.7% (±0.0%) |
| | 348人 (3人) | 299人 (0人) | + 49 (+ 3人) | + 16.4% () | 286人 (3人) | + 62 (±0人) | + 21.7% (±0.0%) |
| 保健衛生業 | 470人 (1人) | 306人 (0人) | + 164 (+ 1人) | + 53.6% () | 229人 (0人) | + 241 (+ 1人) | + 105.2% () |
| | 328人 (0人) | 279人 (0人) | + 49 (±0人) | + 17.6% (±0.0%) | 229人 (0人) | + 99 (±0人) | + 43.2% (±0.0%) |
| 社会福祉施設 | 359人 (1人) | 232人 (0人) | + 127 (+ 1人) | + 54.7% () | 171人 (0人) | + 188 (+ 1人) | + 109.9% () |
| | 256人 (0人) | 214人 (0人) | + 42 (±0人) | + 19.6% (±0.0%) | 171人 (0人) | + 85 (±0人) | + 49.7% (±0.0%) |

(カッコ内は死亡者数)

参考 令和3年 宮城県内における死亡災害発生の概要

| 番号 | 業種 | 労働者数 | 事故の型 | 災害の内容 |
|----|--|--------|----------------|--|
| | 発生月 | 時間帯 | 起因物 | |
| 1 | 社会福祉施設 (13.2.1) | 10～49人 | その他 | 社会福祉施設での訪問介護業務を担当していた被災者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、その後死亡したものの。 |
| | 1月 | — | その他の 起因物 | |
| 2 | 燃料小売業 (8.2.4) | 1～9人 | はさまれ・ 巻き込まれ | 工事現場において、ドラグショベルの給油作業を行うため、タンクローリー車をドラグショベルの正面に停車し、タンクローリー車とドラグショベルの間に進入したところ、停車させたタンクローリー車が動き出し、ドラグショベルとの間にはさまれた。 |
| | 1月 | 13時台 | 動力運搬機械 | |
| 3 | 港湾海岸 工事業 (3.1.11) | 10～49人 | はさまれ・ 巻き込まれ | 工事現場において、岸壁に台船を接岸しようとしたところ、岸壁の防舷材（緩衝材）と台船の防舷材がはさまり動けなくなったため、岸壁側から台船を押し出した時に足を滑らせ海へ転落し、動いた台船の防舷材と岸壁の防舷材の間にはさまれた。 |
| | 3月 | 8時台 | その他の乗物 | |
| 4 | 鉄骨・鉄筋 コンクリート造 家屋建築工事業 (3.2.1) | 10～49人 | 墜落・転落 | 工事現場において、型枠組立て作業中、角材を2列に並べた作業通路から約1.2m下の地面に墜落した際に、パイプサポートに胸を強打した。 |
| | 5月 | 15時台 | 通路 | |
| 5 | 道路貨物 運送業 (4.3.2) | 10～49人 | 倒壊・崩壊 | コンテナトレーラからフォークリフトで荷下ろし作業を行っていたところ、荷が崩れ、荷とコンテナの壁の間に挟まれたもの。 |
| | 5月 | 7時台 | 荷姿の物 | |
| 6 | 土木工事業 (3.1.99) | 10～49人 | 激突され | 工事現場において、掘削中に出てきた埋設管を取り除くため、同僚が操作するドラグショベルに近づいたときに、ドラグショベルが旋回し、バケット部分に激突されるとともに、近くに停車していたダンプカーとの間に挟まれた。 |
| | 5月 | 16時台 | 掘削用機械 | |
| 7 | 水産食料品 製造業 (1.1.2) | 10～49人 | 有害物等 との接触 | 事業場敷地内にある工場廃水の残渣を分離する機械がある小屋へ残渣を確認しに行った時に、小屋内に充満していた硫化水素を吸入したものの。 |
| | 7月 | 12時台 | 有害物 | |
| 8 | 道路貨物 運送業 (4.3.1) | 1～9人 | 交通事故 | 砂利の運搬を行うため、ダンプトラックを運転して県道を走行していたところ、ガードレールに衝突し、約2メートルの道路脇に転落した。 |
| | 8月 | 11時台 | トラック | |

令和3年 宮城県内における死亡災害発生の概要

| 番号 | 業種 | 労働者数 | 事故の型 | 災害の内容 |
|----|------------------------|--------------|------------------|--|
| | 発生月 | 時間帯 | 起因物 | |
| 9 | 新聞販売業 (8.2.5) | 10～49人 | 交通事故 | 新聞配達のため、原付自転車で県道を走行中に転倒した。 |
| | 9月 | 3時台 | バイク | |
| 10 | その他の 小売業 (8.2.9) | 10～49人 | 交通事故 | ファストフードデリバリー業務のため、社用車（軽貨物車両）を運転して客先に商品配達後、店舗に戻る途中、片側1車線の直線道路を走行中に普通乗用車と正面衝突したものの。 |
| | 9月 | 17時台 | 乗用車 | |
| 11 | 道路貨物 運送業 (4.3.1) | 10～49人 | その他 | 集荷のため、荷積場所付近で時間調整のためトラック内で待機していた際、蜂に刺され、意識を失っているところを発見された。 |
| | 10月 | 11時台 | その他の 環境等 | |
| 12 | 建築設備 工事業 (3.2.3) | 1～9人 | 倒壊・崩壊 | 工事現場において、ローリングタワー2台の間に単管等を架け渡し、中央にチェーンブロックを取り付けた設備により重量約1tの熱交換器の搬出作業を行っていたところ、バランスを崩して転倒し、付近で待機していた作業者が熱交換器の下敷きとなったもの。 |
| | 11月 | 15時台 | 人力 クレーン等 | |
| 13 | 陸上貨物取扱 業 (5.1.1) | 10～49人 | 倒壊・崩壊 | 倉庫整理のため、フォークリフトで段ボールに梱包された冷凍庫をパレット1段当たり8台3段重ね（高さ約7m）にして移動をしていたところ、荷崩れを起こし、運転席の外に出た運転手の頭部に激突したものの。 |
| | 11月 | 14時台 | フォーク リフト | |
| 14 | 橋梁建設 工事業 (3.1.5) | 100～299 人 | 墜落・転落 | 工事現場において、移動式クレーンの玉掛けの業務に従事していた被災者が、高さ約2mの通路から基礎コンクリート上に墜落、もしくは掘削法面を転落したものの。 |
| | 12月 | 13時台 | 作業床 ・歩み板 | |
| 15 | 採石業 (2.2.1) | 1～9人 | はさまれ・ 巻き込まれ | ブルドーザーを運転して除雪作業を行っていたところ、前方に投げ出されて轢かれたもの。 |
| | 12月 | 15時台 | 整地・運搬・ 積込み用機械 | |

「Safework 向上宣言」

宮城労働局ホームページに掲載します



宣言の例

「Safework 向上宣言」は、労働者が健康で安全に働くことができる職場環境づくりなどに向けた事業主の意思を表明する取組みです。

事業場内の見やすい場所に掲示するなどして企業内に外に周知していただくほか、ご希望により宮城労働局ホームページに掲載します。是非、ご活用ください。



● 詳しくは宮城労働局ホームページで

セーフワーク向上宣言

検索



【お問合せ先】 宮城労働局労働基準部健康安全課（電話 022 - 299 - 8839）
仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地 仙台第 4 合同庁舎 8 階

「Safework 向上宣言」は、以下の機関が運営しています。

宮城労働局・労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

宣言日 令和 年 月 日



事業場名

代表者職氏名

(自筆で署名しましょう)

SafeworkK 向上宣言

宮城労働局・労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「SafeworkK 向上宣言」は、宮城労働局及び県内の各労働基準監督署のほか、上記の関係団体が運営しています。

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。

～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。

職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

| 実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/> | 取組の5つのポイント |
|--|--|
| | テレワーク・時差出勤等を推進しています。 |
| | 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。 |
| | 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。 |
| | 休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。 |
| | 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。 |

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

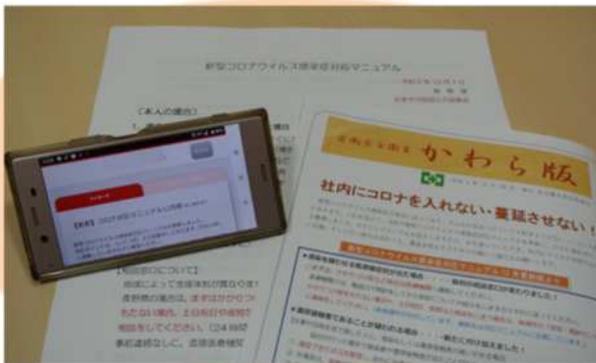
リーフレットは厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- [手順]
感染リスクのある社員の自宅待機
濃厚接触者の把握
消毒
関係先への通知など

手順全文は（独）労働者健康安全機構 長野産業保健総合支援センターホームページからダウンロード可能です。



体調確認アプリの活用（その他の事業）



- 従業員が日々の体温等の体調を入力し、管理者が入力状況を確認できるアプリを活用して、体調に異常のある者に対して在宅勤務やかかりつけ医への電話相談等の対応を促している。

本事例では、長崎県健康管理チャットサービス（N-CHAT）を使用

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5 以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

昼休みの時差取得（製造業）

| 区分 | 就業時間 | 休憩時間 | 労働時間 |
|----|--------------|-----------------|-------|
| 1直 | 7:00 ~ 16:00 | ① 11:00 ~ 12:00 | 8.0Hr |
| | | ② 11:30 ~ 12:30 | |
| 2直 | 16:00 ~ 1:00 | ① 20:00 ~ 21:00 | 8.0Hr |
| | | ② 20:30 ~ 21:30 | |

※休憩時間の3密回避のため、時間帯を二つに分けることとする。

- 休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、休憩時間帯を2つに分けることとした。

感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

((感染症防止5)) Phòng chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- ・ 手洗い うがい 確実に！
- ・ 十分とろう 睡眠は！
- ・ 毎朝検温 忘れずに！
- ・ 人混み避けよう！マスクせよ！
- ・ 必ず換気 休憩所！

- ・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- ・ Có đủ giấc ngủ!
- ・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- ・ Hãy tránh đám đông! Đặt trên một mặt nạ!
- ・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

| 項 | 目 | 確認 |
|--|--|--------|
| 1 感染予防のための体制 | | |
| | ・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。 | はい・いいえ |
| | ・事業場の感染予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など） | はい・いいえ |
| | ・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。 | はい・いいえ |
| | ・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。 | はい・いいえ |
| | ・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。 | はい・いいえ |
| | ・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。 | はい・いいえ |
| | ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。 | はい・いいえ |
| 2 感染防止のための基本的な対策 | | |
| (1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」 | | |
| | ・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。 | はい・いいえ |
| (2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い | | |
| | ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。 | はい・いいえ |
| | ・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。 | はい・いいえ |
| | ・外出時、屋内にいるときも会話をすると共に、症状がなくともマスクの着用を求めている。 | はい・いいえ |

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

| | | | | | |
|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|
| 北海道 | 011-709-2311 | 石川 | 076-265-4424 | 岡山 | 086-225-2013 |
| 青森 | 017-734-4113 | 福井 | 0776-22-2657 | 広島 | 082-221-9243 |
| 岩手 | 019-604-3007 | 山梨 | 055-225-2855 | 山口 | 083-995-0373 |
| 宮城 | 022-299-8839 | 長野 | 026-223-0554 | 徳島 | 088-652-9164 |
| 秋田 | 018-862-6683 | 岐阜 | 058-245-8103 | 香川 | 087-811-8920 |
| 山形 | 023-624-8223 | 静岡 | 054-254-6314 | 愛媛 | 089-935-5204 |
| 福島 | 024-536-4603 | 愛知 | 052-972-0256 | 高知 | 088-885-6023 |
| 茨城 | 029-224-6215 | 三重 | 059-226-2107 | 福岡 | 092-411-4798 |
| 栃木 | 028-634-9117 | 滋賀 | 077-522-6650 | 佐賀 | 0952-32-7176 |
| 群馬 | 027-896-4736 | 京都 | 075-241-3216 | 長崎 | 095-801-0032 |
| 埼玉 | 048-600-6206 | 大阪 | 06-6949-6500 | 熊本 | 096-355-3186 |
| 千葉 | 043-221-4312 | 兵庫 | 078-367-9153 | 大分 | 097-536-3213 |
| 東京 | 03-3512-1616 | 奈良 | 0742-32-0205 | 宮崎 | 0985-38-8835 |
| 神奈川 | 045-211-7353 | 和歌山 | 073-488-1151 | 鹿児島 | 099-223-8279 |
| 新潟 | 025-288-3505 | 鳥取 | 0857-29-1704 | 沖縄 | 098-868-4402 |
| 富山 | 076-432-2731 | 島根 | 0852-31-1157 | | |

雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 < 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター >

0120-60-3999